

平成30年度税制改正

中小企業の賃上げ・生産性向上を後押し Part3

中小企業における所得拡大促進税制の改組

中小企業者等に適用される所得拡大促進税制について、税額控除の控除率の拡大(10%→15%)や基準年度との比較要件撤廃という制度の簡素化が図られます。(図表1)。また、改正後の上乗せ措置として、2.5%以上の高い賃上げ率に加えて、人材投資や生産性向上に取り組む企業には、税額控除の控除率が拡大(15%→25%)されます(図表2)。

適用 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度の賃上げに適用

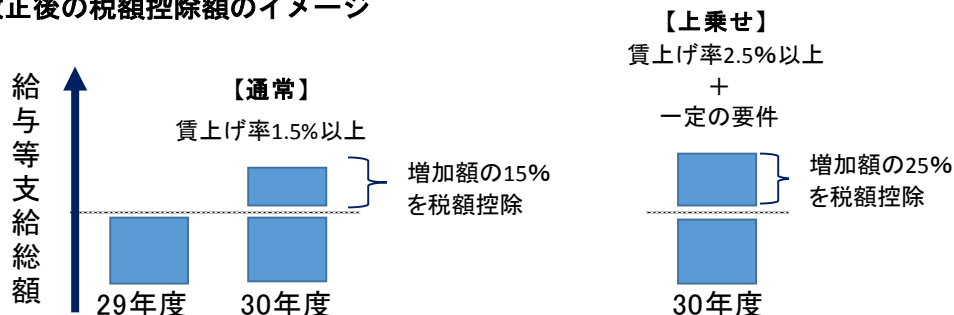
図表1 控除率の拡大と制度の簡素化

	現行	改正後
要件	①給与等支給額が平成24年度比で3%以上増加 ②給与等支給額が前事業年度以上 ③平均給与等支給額(継続雇用者への給与等支給額 ÷ 給与等を支給する継続雇用者数)が前年度を上回る	①給与等支給総額が前年度以上 →基準年度との比較要件を撤廃 ②平均給与等支給額が前期より1.5%以上増加していること →計算方法についても簡素化
税額控除	平成24年度比増加額の10% (法人税額の20%を限度)	給与等支給増加額(当期-前期) × 15% (法人税額の20%を限度)

図表2 上乗せ措置

	現行	改正後
要件	平均給与等支給額が前年度より2%以上増加したときは、平成24年度比増加額の10%に給与等増加額の12%を上乗せして税額控除	次の要件を満たせば、給与等支給増加額の25%を税額控除 ①平均給与等支給額が前期より2.5%以上増加していること ②次のいずれかを満たすこと ・前期より教育訓練費の額が10%以上増加 ・その事業年度末までに認定を受けた経営力向上計画に従って、経営力向上が確実に行われたこと

図表3 改正後の税額控除額のイメージ



出典：TKC 事務所通信

中期経営計画教室のご案内

- 今月の開催日時：平成30年6月21日(木) 10:00~17:00 ※毎月第三木曜日開催
- 会場：ベイヒルズ税理士法人 セミナー室 (横浜市神奈川区栄町1-1 KDX横浜ビル6階)
- 参加費：弊社顧問先様 1日 30,000円、一般の方 1日 50,000円

※ 詳細のお問い合わせ、お申し込みは [045-450-6701](tel:045-450-6701) (担当MAS課)までご連絡ください。